

新型コロナウイルス感染症対策本部（第33回）

議事概要

1 日時

令和2年5月4日（月）16時53分～17時08分

2 場所

官邸4階大会議室

3 出席者

内閣総理大臣 安倍 晋三

法務大臣 森 まさこ

外務大臣 茂木 敏充

文部科学大臣 萩生田 光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

経済産業大臣、内閣府特命担当大臣 梶山 弘志

環境大臣、内閣府特命担当大臣 小泉 進次郎

内閣官房長官 菅 義偉

国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣 武田 良太

内閣府特命担当大臣 竹本 直一

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、内閣府特命担当大臣 橋本 聖子

基本的対処方針等諮問委員会会長 尾身 茂

復興副大臣 菅家 一郎

内閣府副大臣 大塚 拓

内閣府副大臣 宮下 一郎

総務副大臣 長谷川 岳

財務副大臣 遠山 清彦

農林水産副大臣 伊東 良孝

国土交通副大臣 青木 一彦

防衛副大臣 山本 ともひろ

内閣官房副長官 西村 明宏

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣総理大臣補佐官 木原 稔

内閣官房副長官補 林 肇

内閣官房副長官補 前田 哲

内閣情報官 瀧澤 裕昭

内閣審議官（内閣広報官代理） 田中 愛智朗

内閣審議官（国家安全保障局長代理） 藤井 敏彦

内閣審議官（内閣官房副長官補代理） 松田 浩樹

4 議事概要

【厚生労働大臣】

資料1の4ページをご覧ください。昨日の18時時点で、国内では15,057名、前日比200名の陽性患者が確認されております。死亡者数は510人で、前日比18人の増加です。東京は昨日で91名、今日は先ほど報道ベースですが87名の増加となっております。4月11日に1日700人近くまで増加をいたしました。4月26日から昨日までは全国でおおむね100人台後半から200人台前後で推移しています。

また、6ページ目の都道府県別でございますが、右から2つ目の欄にブルーの線が入っておりますが、12県においては、ここ1週間の感染者数は0という状態が続いているところ です。

【尾身会長】

本日の諮問委員会では、緊急事態宣言及び基本的対処方針の変更案について議論をいたしました。諮問委員会としては、感染の状況、医療提供体制や近隣の都道府県の感染状況等を総合的に勘案して検討した結果、まず1点目、未だに全国的に、相当数の新規報告数が確認されており、今後の感染拡大が当面起こり難い程度にまで新規感染者を減少させるための取組を継続が必要であることなどから、引き続き、全ての都道府県を緊急事態宣言の対象とすることとし、13都道府県を特定警戒都道府県、それ以外の34県を特定都道府県として、感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があること。

2点目、他方、特定警戒都道府県とそれ以外の特定都道府県では感染の状況等が異なることから、特定警戒都道府県においては、これまでと同様の取組を継続する必要がある一方、それ以外の特定都道府県においては、地域の実情に応じて、感染拡大の防止と、社会経済活動の維持との両立に配慮した取組が求められる、といたしました。

また、緊急事態宣言の期間については、新規感染をクラスター対策で追跡できる程度まで減少させ、医療供給体制を立て直すために、少なくとも数週間は必要であることから、5月31日までの延長を行うことが妥当といたしました。このため、諮問委員会としては、現在の緊急事態宣言の枠組みを5月まで継続とする、緊急事態宣言及び基本的対処方針の変更案について、了承いたしました。

なお、今後の対象地域の判断に当たっては、感染の状況や医療提供体制、近隣の都道府県の感染状況等を踏まえて、総合的に判断していくことが必要と考えております。

【西村国務大臣】

今ほど尾身会長からご紹介ありましたとおり、本日の諮問委員会において、引き続き、全都道府県を緊急事態宣言の対象とするとともに、緊急事態宣言を実施すべき期間を5月31日まで延長する公示案について、諮問どおりご了解いただきました。この後、政府対策本部長である総理に、公示案に沿った緊急事態宣言を発出して頂くこととなります。

合わせて、基本的対処方針の変更についても、諮問委員会でご議論を頂きました。この後、この本部で決定をしたいと考えておりますので、要点のみご説明させていただきます。

だきます。まず、緊急事態宣言を実施すべき区域の具体的な枠組みについては、これまでと同じく、13 都道府県を特定警戒都道府県とし、それ以外の 34 県を特定都道府県としております。その上で、全ての都道府県において、「三つの密」の徹底回避、手洗いや人と人との距離の確保など、基本的な感染対策の徹底は引き続き行い、全国的な大規模イベントについては、リスクへの対応が整わない場合の中止や延期等に取り組むこととしています。また、特定警戒都道府県においては、「最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減」を目指すなど、外出自粛や施設の使用制限等でこれまでと同様の取組を継続し、それ以外の 34 県においては、地域の実情に応じて、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に移行していく、という方針に変更しております。

さらに、事業者及び関係団体は、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進め、政府は必要な情報提供や助言を行う、重症者等に重点を置いた医療提供体制、感染が疑われる患者の外来診療、検査体制、医療従事者や医療物資の確保等を進めていくこととしております。

今後とも、専門家の皆様とも日々緊密に連携しながら、都道府県や市町村と一体となって、対策に取り組んでまいります。

【内閣官房長官】

それでは、基本的対処方針の変更について、案のとおり対策本部として決定してよろしいでしょうか。

[異議なしとの声]

【厚生労働大臣】

医療提供体制がひっ迫する地域も見られることから、変更された基本的対処方針に基づき、感染拡大防止と医療提供体制の整備に取り組んでまいります。軽症者等については、家庭内の感染防止や症状急変時の対応のため、宿泊療養を基本とすることにしておりますが、現在、47 都道府県すべてにおいて準備が少なくとも進められており、現時点で、24 都道府県で 1,023 人の方が宿泊療養を行っているところです。

また、外来診療・検査体制については、PCR 検査を集中的に実施する地域外来・検査センターの設置を進めており、現在、5 都府県で 20 カ所が設置をされています。大型テントやプレハブ、ドライブスルー方式やウォークスルー方式による外来診療を進め、効率的な診療・検査体制を確保してまいります。

また、医療従事者を守るために必要な医療用マスク等、個人防護具については、内閣官房 IT 戦略室が連携して実施している WEB 調査を活用して、新型コロナ患者を受け入れている医療機関等の在庫状況等を把握し、在庫が 1 週間を切るなどの緊急の場合には、国自らがマスク等を直接配布することとしております。

治療薬の関係ではありますが、米国 FDA がレムデシビルの緊急使用を許可したことを受け、一昨日、我が国でも、レムデシビルの特例承認を行うことを可能とする政令改正を行い、本日、このレムデシビルを製造するギリアド社から薬事承認の申請がありました。1 週間内外で承認ができるよう体制を整えてまいります。

また、アビガンについても、現在、観察研究の枠組みの中で、3,000例近くの投与が行われております。引き続き、開発企業とも連携をとり、有効性が確認されれば、医師の処方のもとで使えるよう、1日も早い薬事承認に向けて取り組んでまいります。

【西村国務大臣】

お手元の資料4、内閣官房のホームページについて、黄色のところをクリックしていただくと、新型コロナウイルス感染症関係の各省庁の支援策がすべて出てくるようになっております。また、あわせて、緑のところは、文化団体やクラウドファンディングなど各種団体への寄附・基金情報についても案内をしております。内閣官房においては、今後も一人ひとりに分かりやすい広報を進めていきたいと思っております。関係省庁におかれても引き続き、連携しながら、積極的に情報発信していくようお願いしたいと思います。

また、IT担当大臣及び規制改革担当大臣が連携をして、テックチームが発足しています。シンガポールの取組を参考に、我が国におきましても、個人情報の保護に配慮しながら、接触確認アプリやSNS等の技術を活用した仕組みを早期に導入し、厚生労働省が整備するシステムとの連携を通じて、クラスター対策につなげることであります。また、テックチームにおいて、AI・シミュレーションの専門家に集まっております。今後の感染症に対する様々なシミュレーションなどを行っていくことを検討しているところです。その際に必要となる人流、交通、電力等の様々なデータの提供の調整を総務省、国土交通省、経済産業省などの関係省庁に、また、大学、あるいは研究機関の協力を得られるよう、文部科学省、内閣府、総務省、経済産業省などの関係省庁に調整をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【内閣総理大臣】

4月7日に緊急事態宣言を発出してから1か月となります。この間、国民の皆様には、極力8割、人と人の接触を削減していただくために、大変なご努力を頂いてまいりました。改めて、国民の皆様のご協力に感謝申し上げます。

本日開催されました専門家会議において、これまでの感染状況に対する分析と、今後に向けた提言を頂きました。まず、我が国は諸外国のような爆発的な感染拡大には至っておらず、全国の実効再生産数も1を下回るなど、一定の成果が現れ始めているものの、現時点では、未だかなりの数の新規感染者数を認め、感染者の減少も十分なレベルとは言えない。引き続き、医療提供体制がひっ迫している地域も見られることから、当面、現在の取組を継続する必要がある、というのが専門家の皆様の見解であります。

このような専門家の皆様の見解を踏まえまして、本日、諮問委員会からもご賛同いただき、4月7日に宣言いたしました緊急事態措置の実施期間を、5月の31日まで延長することといたします。実施区域は、全都道府県であり、現在の枠組みに変更はありません。ただし、今から10日後の5月14日を目途に、専門家の皆様に、その時点での状況を改めて評価をしていただきたいと思いますと考えています。その際、地域ごとの感染者数の動向、医療提供体制のひっ迫状況などを詳細に分析をしていただき、可能であ

ると判断すれば、期間満了を待つことなく、緊急事態を解除する考えであります。

13 の特定警戒都道府県では、引き続き、極力 8 割の接触削減に向けた、これまでと同様の取組をしていただく必要があります。一方で、それ以外の県においては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に、段階的に移行することをお願いいたします。例えば、これまでクラスターの発生が見られず、3つの密を回避できる施設については、感染防止対策を徹底した上で、各県における休業要請の解除や緩和を検討していただきたいと思います。

なお、国民の皆様におかれましては、まん延防止の観点から、引き続き、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動は極力避けるようお願いいたします。

この後の記者会見で、国民の皆様に変更して私からご説明いたしますが、これからの1か月は緊急事態の収束のための1か月であり、次なるステップに向けた準備期間であります。専門家の皆様からは、今後、この感染症が長丁場になることも見据え、感染拡大を予防する新たな生活様式をご提案いただきました。様々な商店やレストランの営業、文化施設、比較的小規模なイベントの開催などは、この新しい生活様式を参考に、人と人との距離をとるなど、感染防止策を十分に講じていただいた上で、実施していただきたいと思います。今後2週間をめどに、業態ごとに、専門家の皆さんにもご協力いただきながら、事業活動を本格化していただくための、より詳細な感染予防策のガイドラインを策定してまいります。

都道府県と緊密に連携した、我が国のこれまでの取組は、国民の皆様にも多大なるご協力をいただき、間違いなく成果を上げております。各位にあつては、本日改定いたしました基本的対処方針に基づき、対策に引き続き全力を挙げていただきたいと思います。

以 上